

専決処分第5号

専 決 処 分 書

高根沢町介護保険条例（平成12年高根沢町条例第5号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、別添のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

高 根 沢 町 長 加 藤 公 博

高根沢町介護保険条例の一部改正の概要について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症に関して、一定の要件のもとに介護保険料の減免を行った場合の財政支援が、令和4年度においても継続されることが令和4年3月14日に国から示されたことから、介護保険料の減免措置を延長するため、所要の改正を行うものです。

2 改正概要

・減免措置の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免措置を、令和4年度分までの介護保険料であって、令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものにまで延長するものです。

(附則第9条)

3 施行日

公布の日

高根沢町介護保険条例の一部を改正する条例

高根沢町介護保険条例（平成12年高根沢町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免） 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分から<u>令和4年度分</u>までの保険料（令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出が14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。	附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免） 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分から<u>令和3年度分</u>までの保険料（令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出が14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。